

稗田野町自治委員選任規定

第1条 〔目的〕

本規定は稗田野町自治会の会長、副会長、庶務・会計、委員及び監事（以下「自治委員」という）の選任について規定する。

第2条 〔選任の期日〕

自治委員の任期満了による選任は、自治委員の任期の終わる日の通常総会に於いて行う。

2. 自治会規約第13条〔役員任期〕第3項の規定による選任は、これを行うべき理由が生じた日から30日以内に行う。

第3条 〔選出委員会の設置〕

自治委員を円滑、的確に選任するため選出委員会を設置する。

2. 会長は任期満了の2ヶ月前に、自治委員選出委員会の設置を依頼しなければならない。

第4条 〔選出委員会の構成等〕

選出委員会は自治会規約第27条〔役員会の構成〕に基づく会長を除いた現職の役員及び前職の役員により構成する。

2. 会長から依頼を受けた構成員は、直ちに選出委員会を設置しなければならない。

第5条 〔選出委員長を選任〕

前条の構成員は、互選により選出委員長を選出する。

2. 選出委員長は選出委員会を統括する。

第6条 〔自治委員の選出〕

選出委員会は次の選出基準を配慮し、自治委員候補者を選出しなければならない。

(1) 会長、副会長、庶務・会計及び委員については、区長及び各種団体長経験者等

(2) 監事は会員で監査業務に精通している者

2. 選出委員会は自治委員候補者を選出するときは、予め、その者の同意を得ておかなければならない。

第7条 〔議決〕

自治委員は総会の議決によって決定する。

第8条 〔議案の提出〕

自治委員の選任に関する議案は選出委員長が総会に提出する。

2. 第1項の議案は選出委員会に置いて推薦された候補者について作成しなければならない。

第9条 〔選任者の就任〕

自治委員の選任に関する議案が総会に於いて承認されたときに、被選任候補者は自治委員に就任する。

第10条〔再選任〕

自治委員の選任に関する議案が総会に於いて否決された場合、若しくは病気、死亡等の、何れかの事由により自治委員の定数に達しなくなった場合は、その不足の委員につき再選任しなければならない。

但し、欠員が生じた時期が自治委員の任期満了前6ヶ月以内であるときは、この限りではない。

第11条〔再選任者の就任〕

再選任者の承認審議については次のとおりとし、その承認を経て就任する。

- (1) 総会に於いて再選任が必要な場合は再度、総会を開催し承認を得ることとする
- (2) 年度途中に於いて欠員が生じた場合は、役員会に於いて、その者の承認を得ることとする。

付 則

本規定は平成30年4月20日より施行する。